

事 務 連 絡
平成19年10月17日

地方社会保険事務局 }
都道府県民生主管部(局) } 御中
国民健康保険主管課(部) }
都道府県老人医療主管部(局) }
老人医療主管課(部) }

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成18年厚生労働省告示第95号。以下「薬価基準」という。）の一部が平成19年10月17日付厚生労働省告示第340号をもって改正され、告示の日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、お知らせします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（注射薬1品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	8, 530	4, 184	2, 769	37	15, 520

(参 考)

薬価基準告示

No		薬価基準名	成分名	規格単位	薬価 (円)
1	注射薬	エラプレース点滴静注液 6 mg	イデュルスルファアーゼ (遺伝子組換え)	6 mg 3 mL 1 瓶	385, 303